

容器包装リサイクル

第 1 1 期 飯塚市分別収集計画

(令和 8 年 4 月～1 3 年 3 月)

令和 7 年 6 月

福 岡 県 飯 塚 市

1 計画策定の意義

本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、面積 213.96 k m²で JR 筑豊本線が南北に走り、国道 200 号、201 号が市街地で交差する交通の要衝地になっている。

東は田川市を中心とする田川圏域に、西は福岡市を中心とする福岡都市圏に、南は嘉麻市に、北は直方市を中心とする直方・鞍手圏域にそれぞれ接している。北と南は遠賀川流域平野として開かれているが、東は関の山、西は三郡山地等に囲まれ、生態系を保護する自然が残されている。

周囲の山脈に源を発する河川は、本市北部を縦断する遠賀川において多くの支流を集めて北流している。

気候は盆地を形成しているため夏冬・昼夜の気温差がかなりあり、内陸性気候の特徴を示している。

こうした立地条件の中、本市では「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」を都市目標像とし、筑豊地区の中核都市として、地方分権時代の牽引役を担い、自己決定・自己責任の果たせる真に自立した自治体づくりを推進している。また、令和 4 年 3 月には第 3 次飯塚市環境基本計画の策定を行い、省エネルギーや自然エネルギーへの急速な関心の高まりといった社会情勢の変化や、新たな課題にも対応している。

一方、ごみ問題については、市民の生活水準は向上し、生活様式も都市化が進み、産業活動も多様化する中、排出されるごみ量の増加、ごみ質の高品位化が際立っているのが現状である。

ごみ処理においても、従来の処理、処分だけを目的としたものから将来を見据えて、廃棄物等の発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、あるいは廃棄物の再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）を進め、最後に再使用・再生利用できないもののみ適正に処分することにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する、いわゆる「循環型社会」を目指していくことが求められている。

平成 18 年 3 月の合併後、懸念であった旧地区での分別においても、平成 21 年 4 月から全市の分別方法を統一した。

本計画はこのような状況の中で、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第 8 条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用することや、最終処分量の削減を目的に、市民、事業者、市の役割を明確化し、具体的な推進方策や関係者が一体となって取り組むべき方針などを示したものである。

今後は、本計画を円滑に推進することにより、環境にやさしい、快適なまちの発展を継続的に可能とする資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民、事業者、市が協働し、ごみの排出抑制、再資源化を促進する。
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を主体とした循環型社会を構築する。
- (3) 環境にやさしい、快適なまちの発展を継続的に図っていくことができるまちづくりを積極的に推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
容器包装廃棄物	8,831 t	8,752 t	8,673t	8,595t	8,518t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の取り組みを進める。

ごみの減量化及びリサイクルの推進、エコライフの推進、環境家計簿の配布など、資源循環型社会の構築を目的とし環境教育、啓発活動に積極的に取り組む。

(1) 飯塚市リサイクルプラザ工房棟【エコ工房】

エコ工房は、環境保全に関する情報提供、リサイクル意識の高揚、体験学習の場を市民に提供を目的とした施設で、以下の体験学習教室（牛乳パックで石けんづくり教室、生ごみ処理器作り、紙すき教室、古布ぞうり編み教室等）を開催する。

(2) 環境教育推進大会【エコスタいいづか】の開催

エコスタいいづかは、身近な環境問題や活動に関心をもってもらうため、個人、団体、事業者、学校が日頃行っている環境保全活動を広く周知するとともに、市民

の環境に対する意識の高揚を図ることを目的としている。

個人、団体、事業者、学校において様々な環境保全活動が行われているため、今後も継続して実施する。

(3) 環境副読本の配布

子どもの頃から広く環境問題に関心を持ち、知識を深める事を目的に、市内の小学校4年生全員を対象に、毎年環境副読本を配布する。

(4) こどもエコクラブ事業の推進

この事業は、環境保全活動及び環境学習を行なうことによって、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。次世代を担う子どもたちが主体的に、楽しみながら行える環境保全活動及び環境学習を支援するため、事業への積極的な参加を呼びかけ、推進を図る。

(5) マイバッグ持参運動の推進

環境問題を考え、一人ひとりが生活の中で出来る取り組みを積極的に推進することを目的とし、マイバッグ持参運動を推進する。この運動は、マイバッグを持参する事によりレジ袋が削減され、ごみの減量化、ひいては地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの削減、プラスチックの過剰利用の抑制することができる。

(6) 資源回収団体奨励補助制度

市に登録された資源回収団体（各自治会や子ども会等）が家庭から出た空きかん・空きびん、古紙・古布などの資源ごみを回収し、その量に応じて補助金を交付する制度であり、現在、登録団体数は、約 270 団体となっている。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、飯塚市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空きかん・空きびん
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きかん・空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙・古布（紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙・古布（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源プラスチック（ペットボトル）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック（白色トレイ）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

特別分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、資料（別表1）に示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み

＝令和5年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※平成21年4月より、飯塚市全域にて7分別でのごみ収集を実施した。

なお、人口変動率については、令和5年度実績値を基に作成された統計いいづか2024内における推計人口の値を用い、平均値である毎年0.90%（人口にして平均980人）の減少を勘案して、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
122,398人 (対前年度比) 0.90%減	121,446人 (対前年度比) 0.90%減	120,471人 (対前年度比) 0.90%減	119,476人 (対前年度比) 0.90%減	118,465人 (対前年度比) 0.90%減

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や子ども会等市民団体による集団回収が進んでいる資源回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階	備考
かん	スチール	空きかん・ 空きびん	委託業者による指定日	ふくおか県央環境 広域施設組合	
	アルミ				
びん	無色のガラス				
	茶色のガラス				
	その他のガラス				
紙	段ボール	古紙・古布	委託業者による指定日		
	紙パック				
プラスチック	ペットボトル	資源プラ	委託業者による指定日		
	白色トレイ				

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

現在、空きかん・空きびんについて飯塚地区は、ふくおか県央環境広域施設組合の飯塚市リサイクルプラザにて選別、圧縮・保管をし、穂波・筑穂地区は、ふくおか県央環境広域施設組合で廃棄物中間処理業者の(有)山東商事に業務委託をして選別、圧縮・保管をし、庄内・潁田地区は、ふくおか県央環境広域施設組合のリサイクルセンターにて選別、圧縮・保管をしている。

古紙・古布、資源プラスチックについては、全量を「飯塚市リサイクルプラザ」にて選別、圧縮・保管を行っている。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理等
かん	スチール	空きかん・ 空きびん	指 定 袋	パッカー車	ふくおか県央環境広域 飯塚市リサイクルプラザ にて選別、圧縮・保管 (飯塚地区)
	アルミ				廃棄物中間処理業者 の(有)山東商事に業務 委託して選別、圧縮・保 管 (穂波・筑穂地区)
び ん	無色のガラス				ふくおか県央環境広域 施設組合リサイクルセンタ ーにて選別、圧縮・保管 (庄内・潁田地区)
	茶色のガラス				
	その他のガラス				
紙	段ボール	古紙・古布	各 地 域 に 設 置 されている、拠 点 収 納 ボ ッ ク ス に て 搬 出	トラック	飯塚市リサイクルプ ラザにて保管 (飯塚市全域)
	紙パック				
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	資源プラ		トラック	飯塚市リサイクルプ ラザにて選別、圧縮・ 保管 (飯塚市全域)
	白色トレイ				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

(1) 集団回収の促進

各自治会や子ども会等における集団回収を促進するため、引き続き資源回収を行う各団体を支援していく。また、取り組んでいない団体等については、積極的に活動を行うよう働きかける。

(2) 推進体制の整備

市民や事業者の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、分別収集を行うための推進体制を整備する。

(3) 適正排出の啓発

容器包装廃棄物の排出に際しては、分別の区分と基準にしたがって、適正に排出されるように啓発を行う。

(4) 自主回収及び資源化の促進

事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するために、相互協力して啓発を行う。

資 料（別表1）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	7 2 t		7 1 t		7 0 t		6 9 t		6 8 t	
主としてアルミ製の容器	1 1 5 t		1 1 4 t		1 1 3 t		1 1 2 t		1 1 1 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1 2 2 t		1 2 1 t		1 2 0 t		1 1 9 t		1 1 8 t	
	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)
	1 2 2 t	0 t	1 2 1 t	0 t	1 2 0 t	0 t	1 1 9 t	0 t	1 1 8 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1 8 1 t		1 7 9 t		1 7 7 t		1 7 5 t		1 7 3 t	
	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)
	1 8 1 t	0 t	1 7 9 t	0 t	1 7 7 t	0 t	1 7 5 t	0 t	1 7 3 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1 0 8 t		1 0 7 t		1 0 6 t		1 0 5 t		1 0 4 t	
	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)
	1 0 8 t	0 t	1 0 7 t	0 t	1 0 6 t	0 t	1 0 5 t	0 t	1 0 4 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	8 3 t		8 2 t		8 1 t		8 0 t		7 9 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8 9 t		8 8 t		8 7 t		8 6 t		8 5 t	
	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)
	8 9 t	0 t	8 8 t	0 t	8 7 t	0 t	8 6 t	0 t	8 5 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)
	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)	(引数量)	(独自処理量)
	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t